

[事案 30-282] 保険料返還請求

・令和元年7月25日 裁定不調

※本事案の申立人は、[事案 30-59] の申立人と同一人である。

<事案の概要>

依頼にも関わらず積立部分から保険料への振替が停止されなかったこと等を不服として、保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成22年12月に契約した利率変動型積立保険について、以下の理由により、積立部分から振り替えられた平成30年2月分の保険料を返還してほしい。

- (1)平成30年1月頃、担当者に対し、2月分以降の保険料を積立部分から振り替えないように依頼していたが、対応されなかった。
- (2)平成30年4月、保険会社から所定の時期までに解約すれば2月分保険料が返金されると説明され、解約の意思表示をしていたが、生命保険協会生命保険相談所の相談員から、失効させた方が良いとアドバイスを受けた。

<保険会社の主張>

平成30年1月頃に、申立人から、2月分以降の保険料を積立部分から振り替えないようにしてほしいといった依頼は受けておらず、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社が積立部分から平成30年2月分保険料を振り替えた取扱いが不適正であるとは認められないものの、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないと回答があったため、手続を終了した。

- (1)約款には、積立部分から保険料が振り替えられた場合でも、保険料払込猶予期間の満了日翌日から1か月以内に解約または保険料払込停止請求が行われた場合は、積立部分からの振替がなかったものとするのが定められている。
- (2)上記によれば、本契約に関しては、平成30年2月分保険料が積立部分から振り替えられたが、2月分保険料の払込猶予期間は3月までであるので、申立人が4月中に解約または保険料払込停止請求を行った場合、2月分保険料の積立部分からの振替はなかったものとされていた。
- (3)この点、申立人と保険会社との話し合いの場が保険会社の内部事情によりスムーズに設定できず、その間に2月分保険料が振り替えられたこと、および、申立人が4月中に解約を口頭で申し出たものの、生命保険協会生命保険相談所の相談員のアドバイスにもとづき解約の意思表示を撤回したことは、いずれも少なくとも申立人に責任はない。